

○麻績村高等学校等通学支援補助金交付要綱

令和4年11月30日告示第48号

麻績村高等学校等通学支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、麻績村高等学校等通学支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより子育て世帯に対し継続した支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定された高等学校及び高等専門学校、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程をいう。
- (2) 定期券 東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）が発行する1箇月、3箇月又は6箇月の鉄道通学用定期乗車券で、生徒及び生徒が通学する高等学校等に最も近い駅までの区間において利用した場合のもので、聖高原駅で購入したものをいう。なお、Suica定期券の場合は、聖高原駅の購入に限定はしないものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、麻績村の住民基本台帳に登録がある生徒を持つ保護者で村長が認めた者とする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象とする期間は、高等学校等に在籍する期間とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助要領については、次の各号に定めるところとする。

- (1) 6箇月の定期券相当額に2分の1を乗じて得た額とする。
- (2) 補助金額は年額50,000円を上限とする。
- (3) 補助金額は1,000円未満を切捨てとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金を申請する者は、次に定める書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 麻績村高等学校等通学支援補助金申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 生徒手帳の写し又は在学証明書等の在学を証明できる書類
- (3) 定期券の写し若しくは購入したことを証明できる書類

2 補助金の申請時期は、4月分から9月分までを10月末までに、10月分から3月分までを3月末までに申請するものとする。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(交付決定及び支給)

第7条 交付申請の内容を精査し、適正と認めたときは補助金を交付する。

2 補助金の交付方法は、前条で申請のあった指定口座へ振り込む方法によるものとする。

(補助金の返還)

第8条 村長は、受給者がこの要綱の規定に違反したとき又は虚偽その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、交付の決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前である令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間における通学定期購入費用については、補助対象経費と認め、交付申請できるものとする。

第3条 第2条第1項第2号の規定の適用については、令和4年度のみ、「利用した場合のもので、聖高原駅で購入したものをいう。」とあるのは、「利用した場合のものをいう。」と読み替えるものとする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

麻績村高等学校等通学支援補助金 申請書（兼 請求書）

麻 績 村 長

麻績村高等学校等通学支援補助金の交付を受けたいので、確認書類を添付して申請（請求）します。

なお、申請内容の審査にあたり、村長が申請者及び保護者の住民基本台帳など必要な確認を行うことに同意します。

申請（請求）日 令和 年 月 日

申請者 (請求者)	氏 名	(フリガナ) 印	生徒（通学者） との関係	
	住 所	麻績村 麻 日 番地		
	*保護者の方 電話番号	(できれば日中連絡が可能な番号をお願いします。)		
生徒氏名 *高校等へ の通学者	氏 名			
	生年月日	平成 年 月 日生		
学校名	名 称			
	学 年	年 生		
	所在地			
補助決定額		(村で記入： <u>こちらには記載しないでください</u>) 円		

補助金振込口座（申請者本人の口座）

金融機関名	支店名	種類	口座番号	(フリガナ) 口座名義
農 協 銀 行 金 庫	本店 支店 支所 出張所	普通 当座		()

【添付書類】

- ② 学生証（生徒手帳）又は 在学証明書 のコピー
- ② 購入し定期券のコピー若しくは購入したことを証明できる書類
(添付書類は 1 枚にまとめても結構です)